

区民農園で玉ねぎを収穫して、日本の農業と外国人材のこれからを考えてみた

国際部 蜂谷和仁

地域の区民農園で、4 坪ほどのささやかな区画を借りて野菜作りを初めてから 5 年目になります。土を耕し、苗を植え、野菜の成長を見守りながら収穫に至るまでのサイクルは、私にとってリラックスできる時間になっています。

先日、昨秋から育ててきた玉ねぎの収穫を行いました。家に持ち帰って数を数えてみると 55 個、総重量は 17.5kg ほどでした。玉ねぎの栽培は今回が初めての挑戦だったため、何とも言えない達成感がありました。

区民農園は収穫の喜びだけでなく、もう一つ大きな楽しみがあります。それは、同じ趣味をもつ方々との出会いと交流です。ここには年齢も職業も異なる人々が声を掛け合うコミュニティがあります。そして、その多様な出会いの中には、国境を越えた外国人の方との出会いもありました。収穫した葉物野菜を水洗いしていた時に挨拶したネパール出身の男性です。彼は近くでインド・ネパールカレーの店を営んでおり、自分で作った野菜をお店の料理の材料として使っていることを教えてくれました。

畑作業を行いながら国際関係を考えることは、これまであまりなかったのですが、ふと日本の農業と外国人材の関係はどうなっているのか気になり調べてみました。



図1 収穫した玉ねぎ

農林水産省が発表した外国人材の受入れ実態に関する報告や食料・農業・農村白書のデータを見ると、様々な農業分野の厳しい実態を知ることが出来ました。

我が国の農業においては、農業従事者の高齢化が進み（令和 6（2024）年の基幹的農業従事者の平均年齢は 69.2 歳）、後継者不足が危機的な水準に達しています（5 年以内に農業経営を引き継ぐ後継者を確保している経営体の割合は全体で 3 割未満）。また、農業経営体も近年では毎年 5%減少しています。

このような中で、従来の技能実習制度に加えて即戦力を受け入れる在留資格「特定技能 1 号」の活用が進み、農業分野で働く外国人はすでに 6.8 万人に達しています。特定技能 1 号の在留者数が多い都道府県トップ 5 は茨城県、北海道、熊本県、千葉県、長野県であり、大規模な農業生産や労働集約型の農産物（野菜・果樹など）の栽培がさかんな地域を中心に、外国人労働者は現場を維持するために不可欠な存在となっているようです。

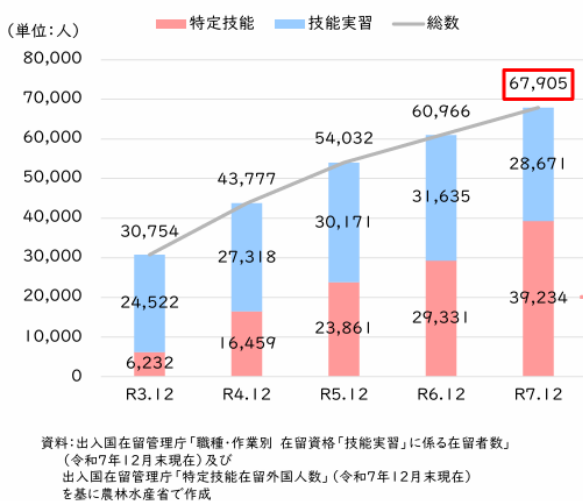


図2 農業分野の技能実習生数及び
特定技能外国人数の推移

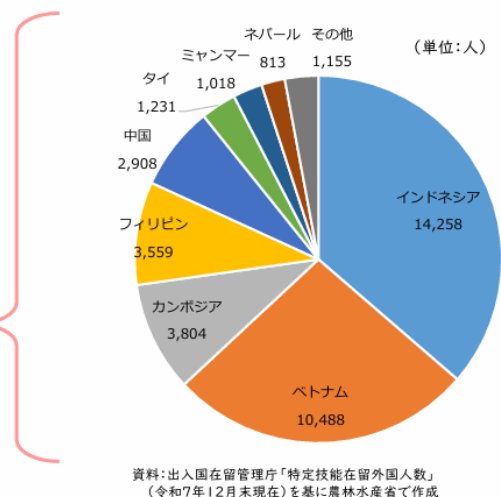


図3 特定技能外国人の国籍別得内訳

出典）農業分野における外国人材の受け入れ（令和 8 年 5 月 農林水産省経営局就農・女性課）

農業分野の特定技能1号外国人の在留者数(都道府県別)

1	北海道	3,880	17	石川	75	33	岡山	390
2	青森	693	18	福井	116	34	広島	396
3	岩手	274	19	山梨	212	35	山口	85
4	宮城	230	20	長野	2,094	36	徳島	521
5	秋田	109	21	岐阜	438	37	香川	704
6	山形	100	22	静岡	877	38	愛媛	378
7	福島	313	23	愛知	1,475	39	高知	803
8	茨城	5,604	24	三重	360	40	福岡	1,318
9	栃木	1,375	25	滋賀	93	41	佐賀	214
10	群馬	1,846	26	京都	299	42	長崎	757
11	埼玉	628	27	大阪	131	43	熊本	2,854
12	千葉	2,236	28	兵庫	450	44	大分	673
13	東京	98	29	奈良	104	45	宮崎	931
14	神奈川	251	30	和歌山	186	46	鹿児島	1,959
15	新潟	328	31	鳥取	56	47	沖縄	827
16	富山	39	32	島根	86	総数		37,952

※ 未定・不詳(手続中など) 86を含む

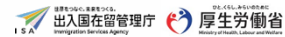
出典: 出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和7年12月末現在)を基に農林水産省で作成

図4 農業分野の特定技能1号外国人の在留者数(都道府県別)

出典) 農業分野における外国人材の受け入れ(令和8年5月 農林水産省経営局就農・女性課)

さらに、深刻な人手不足の分野において外国人を計画的に育成・確保するための新しい外国人労働者の受入れ制度として、2027年4月には「育成就労制度」の導入が予定されています。この新制度への移行により、農業現場における外国人材のさらなる確保と計画的な育成が期待される一方、現場特有の課題への対応も急務となっています。

育成就労制度の概要(令和7年12月改訂)



令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。
それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されました(育成就労制度は令和9年4月1日から運用開始します。)

育成就労制度の目的	「育成就労産業分野(育成就労制度の受入れ分野)」(※)において、我が国での3年間の就労を通じて 特定技能1号水準の技能を有する人材を育成 するとともに、当該分野における 人材を確保 すること。 (※) 特定産業分野(特定技能制度の受入れ分野)のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの
基本方針・分野別運用方針	育成就労制度の 基本方針 及び育成就労産業分野ごとの 分野別運用方針 を策定する(策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議を立ち上げ、意見を聴取)。 分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき 分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用 する。
育成就労計画の認定制度	育成就労外国人ごとに作成する「 育成就労計画 」を認定制とする(育成就労計画には育成就労の期間(3年以内)、育成就労の目標(業務、技能、日本語能力等)、内容等が記載され、 外国人育成就労機構による認定 を受ける)。
監理支援機関の許可制度	(育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや)育成就労が適正に実施されているかどうかを監理を行うなどの役割を担う 監理支援機関を許可制とする (許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。)
適正な送出しや受入環境整備の取組	・送出国と二国間取決め(MOC)の作成や送出国に支払う手数料が不当に高額にならない 仕組みの導入 など、送出しの適正性を確保する。 ・育成就労外国人の 本人意向による転籍を一定要件の下で認める ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。 ・ 地域協議会 を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。

1

図5 育成就労制度の概要

出典) 外国人雇用対策の在り方に関する検討会 (第 11 回) 会議資料 (令和 6 年 9 月 10 日 厚生労働省
職業安定局外国人雇用対策課)

農業分野における大きな課題の一つが、冬場の農作業が限定されるなど、季節による作業の繁閑(繁忙期と閑散期)があることです。通年での雇用維持が困難であることから、閑散期に他地域や他産業へ移動してしまう外国人材が一定数存在する傾向があります。

新制度の導入効果を最大限に活かし、人材の離職や地域外への流出を防ぐためには、地域全体で外国人材を受け入れる体制づくりが重要になるかと思えます。具体的には、他の農家と連携して通年の就労先を確保するなど、地域ぐるみで定着を支援する仕組みを今から構築していくことが必要になるかと思えます。

それと同時に、特定技能などの在留期間が終了した後も、彼らと「良い関係」を築き続けていく視点も重要であると思えます。日本の農業を支えてくれた外国人材との絆は、長期的には我が国の「食の安全保障」を守ることにもつながっていくと考えます。

個人でできることは限られているかもしれませんが、まずは身近な一歩から始めたいと思います。先日、畑で出会ったネパール出身の男性が営むインド・ネパールカレーの店へ足を運び、お互いの文化への理解を深められるような関係づくりをしていきたいと思えます。

以上

(参考文献)

- ・令和 6 年度 食料・農業・農村白書 (農林水産省、令和 7 年 5 月 30 日公表)
- ・農業分野における外国人材の受け入れ (令和 8 年 5 月 農林水産省経営局就農・女性課)
- ・外国人雇用対策の在り方に関する検討会 (第 11 回) 会議資料 (令和 6 年 9 月 10 日 厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課)